

平成 30 年度 長野県地域防災計画の修正について

1 概要

「大規模災害発生時の対応についての課題検討」に基づく県独自の修正

平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ修正

国の防災基本計画の修正に伴う修正

平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害、平成 30 年 1 月～ 2 月の大雪対応等を踏まえ修正

2 主な修正内容

「大規模災害発生時の対応についての課題検討」に基づく県独自の修正

- (1) 大規模停電対策
需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合の、節電の呼びかけに関する記載を追加
(風水害対策編第 3 章第 22 節他)
非常用電源の確保、モバイルバッテリーの備蓄について明記 (震災対策編第 2 章第 10 節他)
- (2) 時間軸を意識した報告
災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び報告時間を予め定める旨追加 (震災対策編第 2 章第 2 節)



平成 30 年 7 月豪雨 (広島県)

国の防災基本計画の修正に伴う修正

- (1) 平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害等を踏まえた修正
洪水予報河川以外の河川等において、市町村が必要に応じ、避難勧告等の発令基準の策定を行う旨追加
(風水害対策編 第 2 章第 2 節)
要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画作成及び訓練義務化に伴う修正
(風水害対策編 第 2 章第 7 節他)
- (2) 平成 30 年 1 月～ 2 月の大雪対応をふまえた修正
車両の滞留発生前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行う旨等追加 (雪害対策編第 1 章第 1 節)



平成 30 年 2 月福井県における除雪

その他

「南海トラフ地震に関連する情報 (臨時)」が発表された場合の本県の暫定的な対応についての節を新設 (震災対策編第 5 章第 17 節)

男女共同参画や多様な主体が参画した組織づくりを推進するため、県や市町村の取り組むべき内容を明確化 (風水害対策編 第 2 章第 35 節)

3 今後の予定

平成 31 年度以降も、訓練などを通じて課題の検証・検討を行い、必要に応じ県地域防災計画の修正を行う。